

サンセットヒルズカントリークラブ利用約款

（約款の適用）

第1条 当ゴルフ場を利用される方（会員・非会員を問わず）は、当クラブ会則（クラブ規約）細則等による外、本約款に従ってご利用頂きます。

（利用契約の成立）

第2条 当ゴルフ場においてプレイしようとする企業会員及びビジターは、当日フロントにおいて、備付けの署名簿に自署して下さい。それにより、当クラブ（会社）は、署名者の施設利用をお引き受けすることになります。

（利用の申込み・予約金・違約金等）

第3条 プレイの申し込みは、当ゴルフ場の申し込み規定に従っていただきます。申し込みにさいしては、予約金のお支払いを求めることがありますが、その取り扱いおよび違約の場合の手続きについては、当ゴルフ場の別に定める予約金取り扱い規定に従っていただきます。予約が所定の定員に満たない場合は、当日においても当ゴルフ場の申し込み規定に従いプレイの申し込みをすることができます。

（利用・入場の拒絶）

第4条 組織又は集団の威力を背景に、集团的又は常習的に暴力行為を行なうおそれのある者は、当ゴルフ場への入場及び利用をお断りします。

第5条 当ゴルフ場は次の場合には利用をお断りすることがあります。

- ① 満員でスタート時間に余裕がないとき
- ② ビジターについては、メンバーの同伴又は紹介等がないとき
- ③ 天災その他やむを得ない事情によりゴルフ場をクローズするとき
- ④ 利用者が公の秩序もしくは、善良な風俗に反する行為をなすおそれがあると認められるとき
- ⑤ その他の理由により当ゴルフ場を利用されることが好ましくないとゴルフ場が判断したとき

（休場日・開場時間）

第6条 当ゴルフ場の各施設の休場日と開場時間は、当クラブの定めるところによります。ただし、臨時的に変更することがあります。

（利用継続の拒絶）

第7条 当ゴルフ場は、次の場合には利用の継続をお断りす

ることがあります。

- ① 公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為があったとき
- ② 当ゴルフ場又は他のプレイヤーに対して好ましくない行為があったとき
- ③ 天災その他やむを得ない事情により施設の利用ができないとき
- ④ その他、本約款に違反したとき

（金銭その他高価品）

第8条 金銭その他高価品については、内容を明示してフロントにお預けいただく限り一切責任を負いません。預かり品は預かり証の持参人に預かり証と引き換えにお返しします。預かり証を紛失した場合は直ちに届け出て下さい。

（携帯品・自動車）

第9条 携帯品や駐車場の自動車の盗難、損傷等につきましては、一切責任は負いません。

（ロッカーの鍵）

第10条 ロッカーの鍵はお申し出によりお預かりいたしますが、ロッカー収容品の差異については当ゴルフ場は一切責任は負いません。

（プレイヤーの危険防止責任とエチケット・マナーの厳守）

第11条 ゴルフは時により危険を伴う場合がありますので、プレイヤーはエチケット・マナーを守り、キャディのアドバイスの如何にかかわらず自己の責任でプレイして頂きます。

（ティグランドにおける素振り）

第12条 素振りはティマーク内の打席又は特に指定された場所以外ではなさないで下さい。プレイヤーはみだりにティグランドに立ち入らないで下さい。

（飛距離の確認）

第13条 先行組に対しては、後続組の打者はキャディのアドバイス如何にかかわらず、自己の飛距離を自分で判断して先行組に打ち込まないよう打球して下さい。

（フォアキャディの合図）

第14条 フォアキャディの合図は、先行組が通常第二打を打ち終わり、通常の飛距離外に前進したと判断される時の合図でありますから、合図があっても打者は自

己の飛距離を自分で判断して打球して下さい。

（打者の前方に出ないこと）

第15条 同伴プレイヤーは、打者の前方には絶対出ないで下さい。

（隣接ホールへの打ち込み）

第16条 隣接ホールへの打ち込みは、特に危険ですから、プレイヤーは自己の飛距離飛行方向について適切に判断し、慎重に打球して下さい。隣接ホールに打ち込んだ場合には、そのホールのプレイヤーに合図をして邪魔にならないよう打球するとともに、自己の同伴プレイヤーにも充分気をつけて打球して下さい。

（退避および退避所）

第17条 後続組に対して打球させるときは、先行組のプレイヤーは、後続組の打者が打ち終わるまで安全な場所に退避して下さい。

（ホールアウト後の退去）

第18条 ホールアウトした場合は、直ちにグリーンを去り、後続組の打球に対し安全な場所を通り、次のホールへ進んで下さい。

（雷鳴があった場合）

第19条 雷鳴があった場合には、直ちにプレイを中止し、退避所等安全と思われる場所に退避して下さい。

（カートのご利用）

第20条 乗用カートのご使用については、注意事項を厳守して下さい。取り扱い者は別に定める“乗用カート・マニュアル”の注意事項を厳守して下さい。乗用カートに故障等のおそれのある場合は直ちに係員に申し出て下さい。

（火気使用の禁止）

第21条 コース内やクラブハウス内の火気使用は所定場所以外は厳禁します。マッチの燃えがら、煙草の吸いがらは、必ずよく消して灰皿にお入れ下さい。

（違背の場合の責任）

第22条 利用者が第11条、第12条、第13条、第14条、第16条および第20条に違背し、第三者に障害等の事故を発生させた場合、第11条、第12条、第15条、第17条、第18条、第19条および第20条に違背し自ら障害等の被害を受けた場合は、当ゴルフ場は一切損害賠償等

の責任を負いません。

（プレイ終了後のクラブの確認）

第23条 利用者がプレイを終了した場合は、クラブを点検し、間違いがないか、慎重に確認して下さい。確認後は、クラブの不足瑕疵等については当ゴルフ場は責任を負いません。

（施設に損害を与えた場合）

第24条 利用者の故意または過失により、当ゴルフ場の施設に損害を与えた場合は、その損害額を支払って頂きます。

（施設内への持込品）

第25条 施設内に下記のものを持ち込むことを、お断りいたします。

- ① 動物のペット類
- ② 著しく悪臭を放つもの
- ③ 鉄砲刀剣類
- ④ 発火、爆発のおそれがあるもの
- ⑤ 騒音を発するもの

（行為の禁止）

第26条 施設内で下記の行為はお断りいたします。

- ① 賭博、その他風紀をみだす行為
- ② 物品販売、宣伝広告等の行為
- ③ 利用者以外のハウス内及びコース内立ち入り（特に許可する場合は除く）
- ④ 他人に迷惑を及ぼし又は不快感を与える行為

附 則

本約款は、平成5年10月29日より施行する。